町田市鶴川緑の交流館管理運営計画

2011年6月 町田市

目 次

はじぬ	りに	
	(1)計画経緯	 1
	(2) 管理運営計画の構成	 2
1.	基本コンセプト	
	(1)設置目的の確認	 3
	(2)基本コンセプトの策定	 3
2.	事業計画	
	(1)事業の基本方針	 8
	(2)事業形態・スケジュール立案	 11
	(3) ネットワーク形成と事業計画の調整	 14
	(4)施設貸出し事業の基本計画	 15
	(5)開館記念事業	 16
	(6)プレイベントの基本計画	 17
3.	組織運営計画	
0.	(1) 管理運営方式の詳細	19
	(2)施設(建物)維持管理	 22
	(3)専門家の参画	 22
	(4)組織整備計画	 24
4.	施設管理計画	24
4.	他 設 官 達 司 四 (1)施設管理の基本方針	0.5
	(2)施設利用に対するサービス	 25 25
	(3)利用規則の検討	 25
	(4)利用料金	 26
	(5) その他の規則	 26
	(6)施設予約方法の検討	 26
5.	広報宣伝計画	
J .	(1) 広報宣伝活動の基本方針	 27
	(2)検討段階の広報	
_		 27
6.	収支計画	
	(1) 収支の基本方針	 29
	(2) 収支項目の整理	 30
_	(3)収支試算	 30
7.	開館準備業務の流れ	
	(1)施設設置条例の制定	
	(2) 愛称の決定	 31
	(3) 施設開館広報の実施	 31 31
	(4)貸館受付開始 (5)開館記念事業の実施体制の整備	 31 31
	() /	JI

(1)計画経緯

町田市では、1992年から始まった鶴川駅北土地区画整理事業により集合換地された 2,060 ㎡の 市有地を、鶴川駅前公共施設建設用地として位置付け、図書館やコミュニティ施設、ホールなどの 複合機能を持つ公共施設を整備していくこととした。

2007 年 3 月には鶴川駅北土地区画整理事業が完了し、街の成熟を機に、学識経験者、鶴川地域の町内会・自治会の会長、商店会長、地域市民団体の代表者を構成員とする町田市鶴川駅前公共施設建設調整会議(以下「調整会議」とする。)を設置し、2001 年 3 月に報告書としてまとめた「鶴川駅前市有地利用検討報告書」を踏まえた検討を開始した。また、2007 年 7 月には、より広く市民意見を反映させることを目的に調整会議の作業部会として、調整会議の委員及びその推薦者、公募市民を構成員とする市民ワークショップを設置した。町田市は市民ワークショップでの検討などを基に調整会議がとりまとめた報告を受け、2007 年 11 月に、公共施設の基本的な考え方を示す「鶴川駅前公共施設基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定した。

町田市は、基本構想の策定を経て、2008 年 1 月から 4 月にかけて設計者を選定する「設計プロポーザル」を実施した。併せて、2 月からは基本計画の検討を開始した。選定した設計者は検討に参加し、より具体的な施設計画に関する検討を行い、2009 年 2 月に「鶴川駅前公共施設基本計画」を策定した。

2009 年度は、施設開館後の管理運営方法に関する検討の第一歩として、「管理運営計画基礎調査」を実施し、他施設の運営状況調査や予備的な検討を行った。

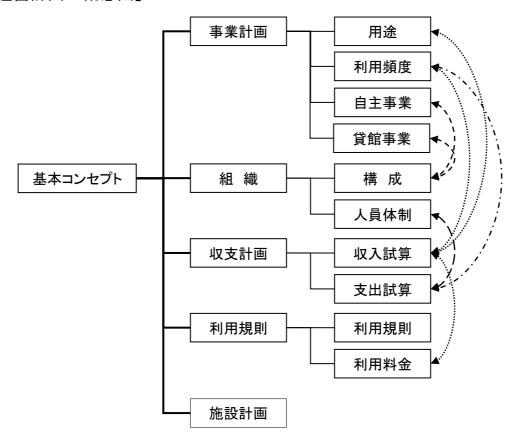
2010年9月には市民らによる鶴川駅前公共施設市民ワークショップを設置した。また、10月には学識経験者、鶴川地域の町内会・自治会の会長、商店会長、地域市民団体の代表者を構成員とする、鶴川駅前公共施設管理運営計画検討委員会を設置し、管理運営計画の検討を開始した。市民や利用者の視点からの要望と、学識経験者やホール運営の専門家的視点からの意見を、昨年度の基礎調査に織り込みながら検討を行い、鶴川駅前公共施設管理運営計画(本「町田市鶴川緑の交流館施設管理運営計画」)をとりまとめた。

(2) 管理運営計画の構成

近年、公立施設の設置にあたっては、施設の果たすべき使命や役割を明確にすることが求められている。そのため、本管理運営計画では、まず第一に、設置目的や将来的な目標像を示す「基本コンセプト」をまとめている。第2章以降では、基本コンセプトを具体化するために、事業や組織、施設管理、広報宣伝、収支、および開館準備業務の流れについての基本方針をまとめている。

各項目について、さらに小項目に分けて詳細な記述を行っているが、それぞれの小項目は相互に深く関連している。例えば、想定される用途と利用頻度は施設の利用料金収入と関連しており、収入の試算を行う上で必要不可欠な検討項目となっている。また、事業内容や頻度は、運営に必要な組織構成・人員体制に影響を与えることになる。そうした小項目間の関連性も考慮しながら、この管理運営計画は基本コンセプトから項目、さらには各小項目に至るまで一貫した計画策定を行っている。

【管理運営計画の概念図】



1. 基本コンセプト

本施設は、ホール・図書館・^{**}コミュニティ機能から成る複合施設であり、各部門がそれぞれの機能を発揮すると共に、3部門が密接に連携することで、複合の効果を最大限に発揮することを目指す。 基本コンセプトを通して、この点を確認しながら、本施設が目指す目標像を明確にする。

※コミュニティ機能…駅前連絡所、市民活動諸施設など市民の活動の支援・拠点となる機能

(1) 設置目的の確認

本施設の設置目的は、市民の「芸術文化の創造活動や生涯学習を促進する交流拠点」とすることであり、そのためには、鶴川地域の新たな魅力とイメージを形成し、地域のまちづくりを先導するとともに、まちの誇りとなる施設としていくことが求められる。

本施設は複合施設であるという大きな特色を持ち、広く、多様な領域にまたがる活動の場である。 それらの活動をつなぐ「仕掛けづくり」を行うことで、「経験」や「知識」をつなぎ・拡げ・深め ることが可能となり、オリジナリティあふれる施設運営を目指すことで、本施設の設置効果がさら に高まることが期待できる。

市民が本施設を何らかの目的で訪れることをきっかけに、その周辺領域にまで興味・関心を拡げられるよう、本施設のスタッフは各々の専門領域に軸足を置きながら、各機能を「つなぐ」運営を目指すことが望まれる。

また、本施設には様々な要望が寄せられるものと想定されるが、活動領域を広めることよりもむ しろ深めることを念頭に置き、既に市内の他施設で専門に取り組まれている施策・事業との役割分 担を踏まえた、適切な判断と他施設との連携を行うことが望まれる。

(2) 基本コンセプトの策定

1) 施設整備の基本方針

①地域のまちづくりを先導し、地域に対する誇りを醸成する施設

鶴川エリアは首都圏にありながら、里山や鶴見川などの自然資源に囲まれた緑豊かなエリアであり、地域の歴史が根ざした、首都圏でも稀有なまちのひとつである。一方で、古くからの住宅地のみならず、数多くの団地や大学を有し、地域の商業も独自の発展を遂げ、多様な人びとが愛着を持って生活をし、独自の地域文化の土壌を形成してきた。

本施設は、様々な活動や取り組みを通し、鶴川地域が誇る地域文化に更なる魅力をつけ加える ことにより、地域内外の人々を惹きつけ、地域のまちづくりを先導していく。また、市民が企画 や運営に主体的に係わることで、「自分たちの施設」であるという施設に対する愛着心を育むと ともに、地域に対する誇りを醸成していく。

②次世代へ継承する地域文化の創造拠点

町田市ではこれまでも芸術文化の振興に積極的に取り組んできており、様々な活動拠点を整備し、活動機会の提供を行ってきた。また、市民の芸術文化活動も市民ホールをはじめ、市内の各施設や学校で積極的に行われている。

本施設では、市民へ「芸術文化活動(育成・創造・発信)の場」を提供するとともに、市民をはじめとする多くの人々へ「優れた芸術と触れ合う機会」を提供し、まちの誇りとなる芸術文化を創造していく。また、本施設において、芸術文化の創造や感動の共有を通じた心の豊かさを育むことで、鶴川地域の魅力を未来へ継承していく。

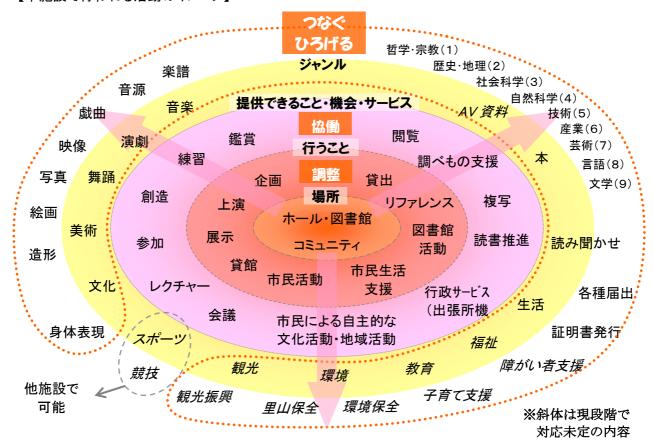
③多様な人々の出会いと交流・活動の場

芸術文化の創造活動や生涯学習を促進し、子どもから高齢者まで、世代を越えた多様な人々と出会い、交流をもたらす活動の場を提供する。また、目的がなくても気軽に立ち寄りたくなる「街の居間(リビング)」のような交流機能を導入し、施設を訪れた人が、様々な人々との出会いや多様な出来事に遭遇しながら、ゆるやかに交流・活動する施設としていく。

④地域住民の豊かで快適な暮らしをサポートする施設

駅に近い便利な立地特性を活かし、施設を訪れた人々の様々な問い合わせに応対すると同時に、地域住民が心身ともに健康な生活を送るためのサービスを提供していく。そのために、行政窓口はもとより、多様なニーズに応えられるサービスや情報を提供できる仕組みを構築し、地域住民の暮らしをサポートしていく。また、地震災害等の発生時には、帰宅困難者への対応や災害応急対応の機能を補完するなど防災拠点施設として活用していく。

【本施設で行われる活動のイメージ】



2) 施設運営の基本理念

①三位一体の効果的な運営

【複合型文化施設の考え方】

*従来型



- ・ 個別の設置条例
- ・個別の運営主体
- ・個別の事業展開

*町田市鶴川緑の交流館



- ・ひとつの設置条例
- ・ひとつの運営主体
- 一体的な事業展開

⇒三位一体の効果的な運営

a. 設置条例を一体化し、三位一体の運営を担保する。

- ・ 町田市鶴川緑の交流館としての設置条例を制定することにより、3 つの機能が複合する施設であることを明確に位置づける。
- ・ 3 つの機能は市長部局が所管する機能と教育委員会が所管する機能が複合しているが、それら の機能を一体化する設置条例とする。

b. 一体的な事業運営を展開する。

・ 町田市鶴川緑の交流館は異なる機能が複合していることから、施設全体の意思決定の方法を明確にする。そのための方策として、施設の維持管理については施設長を置き、また、3つの機能の日常的な連携、施設利用や事業などの調整を行うためには各機能の代表者による会議体を設置する方法などが考えられる。

c.3つの機能が融合した、一体的な事業を展開する。

- ・ ホール・図書館・コミュニティ機能を有する複合施設として、各機能が連携し全館を利用した 複合型イベントを行うなど3つの機能が有機的に連携した、一体的な事業を展開する。
- ・ 事業収支、実施体制など、一体的な事業を実施するための具体的な方針を明確にする。

②優れた芸術に触れ合う機会の提供と地域の誇りとなる芸術文化の発信

- a. 音楽を中心とする優れた芸術文化の鑑賞機会を提供する。
 - ・ 「音楽主目的の多機能ホール」という性格を活かして、事業展開としても音楽を中心とした鑑賞事業を行う。
 - ・ 音楽プロデューサー等の事業専門職の起用、および演奏団体との提携などにより、定期的に良質なコンサートを実施するための方策を検討する。
- b. 優れた芸術文化を地域内外へ発信し、地域および施設の独自のイメージを形成する。
 - ・ 鶴川エリアおよび町田市の固有の地域資源を活かした活動の展開や、新たに施設のオリジナル な活動を創造、育成し、地域の内外に発信することにより、地域および施設の独自のイメージ を形成する。

③多様な人々の出会いと交流の促進

- a. 多彩な市民活動を媒介として、世代を超えた多様な人々との出会いや交流の機会を創出する。
 - ・ 本施設で行われる様々な活動を常に見える状態にし、新たな参加や交流による活動の促進を図る。またそれにより、世代や地域を超えた多様な人々との出会いや交流の機会を創出する。
- b. 気軽に立ち寄ることで、様々な人々や出来事に遭遇できる仕掛けを模索する。
 - ・ 暇な時間があったら気軽に立ち寄りたくなるような施設とすることで、本施設に集まる人びと との交流や行われている活動に触れることができるような仕掛けを模索する。また、空間の使 い方やサービスの提供方法などについて工夫を行う。

④暮らしをサポートする情報の提供

- a. 本施設に関する情報を積極的に提供する。
 - ・ 本施設で行われるイベントの情報を積極的に提供し、事業への期待感や参加意欲の醸成を図る。
 - ・ 本施設の利用に関する情報をわかりやすく提供し、施設の利用意欲を高める。
- b. 市民活動や芸術文化に関する情報など、幅広い情報を提供する。
 - ・ 施設を訪れた人々に、館内情報をはじめ、行政情報、地域情報、市民活動情報等、暮らしに役立つ様々な情報などを提供する。
 - ・ 施設を訪れた人々の様々な問い合わせへの応対や各種情報の受発信によって、施設利用、市民 活動、および地域活性化に寄与していく。

⑤地域ぐるみのまちづくり

- a. 企画や運営への市民参画機会の提供により、自主的な市民活動意欲を育む。
 - ・ 自主事業等への市民の参加機会を提供することで、自主的な市民活動に展開するきっかけづく りを行う。
 - ・ 地域社会に貢献する、自主的、かつ公益的な市民活動の取り組みを支援する。
- b. 多様な市民活動の展開と、優れた芸術文化の発信により、交流人口の拡大を目指す。
 - ・ 市民活動の展開を促進するために、各種市民団体や地元の大学などの教育機関、舞台芸術の上 演団体などとの連携を図り、交流人口の拡大を目指す。
- c. 鶴川駅を基点とした地域コミュニティの形成を促す。
 - ・ 鶴川エリアは川崎市、横浜市とも隣接しており、自治体の枠を超えた住民交流が行われている。 駅前施設であることの立地特性を生かし、その活動をさらに促進することにより、地域間交流 の核となる施設を目指す。
 - ・ ホール、コミュニティ施設は良質な芸術文化を提供することにより、町田市全域の市民はもとより、さらには広域からの集客が見込めることから、事業の実施を通して、地域住民と広域住民との交流の促進を目指す。

(1) 事業の基本方針

地域住民等の「心の豊かさ」や「ゆとり」を生み出すこと。子どもたちに、人生が変わるような 感動体験を提供すること。このまちに住み続けたい、より良くしたい、地域コミュニティに貢献し たい、といったモチベーションを高めること。それが、ホール・図書館・コミュニティ機能が複合 する本施設が地域に提供できる、最も重要な公共サービスである。

そして、これらのサービスを具体化して市民に届けるために、各機能の特色を最大限に活かした 事業や各機能が連携して行う各種の事業を実施する。

1)全館の実施計画

- ・ ホール・図書館・コミュニティ機能の積極的な連携により、三位一体の効果的な事業展開を図る。
- ・ 本施設が市民の「芸術文化の創造活動や生涯学習を促進する交流拠点」となり、地域の新たな 魅力とイメージを形成し、地域のまちづくりを活性化する。
- ・ 地域の活動と連携し、歴史や文化、まちの記憶を継承していく事業を実施する。
- ・ 本施設の各機能は、ふらりと訪れた人が、本施設はもちろんのこと、鶴川地域や芸術文化全般 などに興味を持つように、さまざまな仕掛けを積極的に企画する。
- ・ 各機能の事業予算の組み立て方法は異なるが、各機能の連携事業については、積極的な展開を 図る。
- 各機能が連携し、全館を利用した複合型イベントなどを定期的に実施し、施設全体としての事業展開を図る。
- ・ 複合型事業の実施の際には、テーマに一貫性・関連性をもたせ、単独の事業を通して得た「経験」や「知識」を、事業全体でつなぎ、さらに拡げ、深めるような仕掛けをし、事業で得た感動や刺激から、様々な楽しみ方を見つけられるような企画を行う。

2) ホール部門の実施計画

- ・ 300 席というホールの規模を活かし、有名、無名を問わず、一流のアーティストと市民が直に 触れ合える事業を実施する。
- ・ 定期的に良質なコンサートを実施するために、音楽プロデューサー等の専門職の起用、および 演奏団体との提携を行う。専門性の高いスタッフが企画に直接携わることで、プロとアマチュ アの双方を育成するプログラムを企画する。
- ・ 良質な音楽を鑑賞できるホールとしての地位の確立を目指し、300 席規模の音楽主目的多機能 ホールという特徴を踏まえ、アンサンブルやソロによるクラシック音楽を中心とした事業を実 施する。
- ・ コンサートに合わせ、楽器クリニックやマスタークラスなど演奏家向けのプログラムや、アフタートークなどの一般向けのプログラムを企画し、「聴く」だけではない、プラスアルファの豊かな体験ができる機会を提供する。
- ・ 市民をはじめとする多くの人々が、芸術文化を通して出会い、交流する施設となるよう、町田 市民ホールと連携し、かつ住民ニーズに応えるため、クラシック音楽を主体としながらも、そ の他のジャンルについても事業を実施する。
- ・ 各機能と連携しながら、施設内のホール以外での場所でのコンサートやトークなど、多様な手 法で事業を展開し、観客と演奏家が共に、作品などについてより深く知り、味わい、視野を広 げる機会を提供する。

3) 図書館部門の実施計画

- ・ 図書館は、鶴川地域の中心図書館と位置づけ、蔵書数 9 万冊、閲覧席 100 席程度を有する利 便性の高い施設とする。
- ・ 誰もが気軽に立ち寄ることのできる図書館を目指して、施設内での催しや活動に出会い、参加 できる仕掛けを模索する。
- ・ 本施設で展開される市民活動の促進に向けて、活動に適した専門資料の充実や実施するイベント等に関する資料の収集・保存などに努める。
- ・ 来館者がホールやコミュニティ機能を通して感じた興味や、知識的欲求をさらに高め、知の世界を拡げ、つなぐための様々な資料などを提供する。
- ・ 本施設を訪れる市民はもとより、ホールを利用する演奏家(アマチュア・プロを問わない)にいたるまで、さまざまな利用者の多様かつ専門的な資料探しを支援する。
- ・ ホールと関連する資料提供については、文献のみならず、AV 資料等を提供できるよう努める。
- ・ ホールやコミュニティ機能と連携した情報提供により、個々の事業の魅力をさらに高めていく。 そのために、ホール機能に連動した関連資料、あるいは町田市や鶴川エリアの地域資源に関す る文献資料など、複合機能に合わせた資料を収集し、提供する。

4) コミュニティ部門の実施計画

- ・ コミュニティ機能としては、駅前連絡所、会議室、多目的室、市民活動スペース等を有しており、地域交流の拠点として運営する。市民の練習・創作活動の場を提供するとともに、ホール機能の支援施設として提供する。
- ・ ワークショップ等の創造・交流型事業の拠点として、自主事業にも積極的に活用していく。
- ・ NPO やボランティア等の活動を支援し、交流を促進する「市民活動スペース」を提供するとと もに、市民活動をはじめようとしている市民への情報提供や相談にも対応していく。
- ・ ホールや図書館と連携したワークショップ等の「創造・交流型事業」の展開により、コミュニ ティ機能を、芸術文化の創造活動や生涯学習を促進する拠点としていく。

(2) 事業形態・スケジュール立案

1) バランスのとれた事業形態

特定の事業形態に偏らず、以下の事業をバランスよく展開する。

①自主事業

・ 運営主体がすべての責任を持って実施していく主催事業。

②市民提案型事業

- ・ 市民および市民活動団体から事業提案を募集し、運営主体(事業提案者等)が実施する事業。
- ・ 実施にあたっては、提案者あるいは興味を持ったそれ以外の団体などと連携で行う場合もあ る。

③共催事業

・ 運営主体と他団体(民間企業、芸術文化団体等)が共同で主催する事業。

2) 年間を通した事業計画

事業実施に際しては、単年度のみならず、中期的、長期的展望をもって計画的に事業を計画・実施する。

①定期的に行う事業

- ・ 鑑賞 (コンサート等の公演) 地域住民等に良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。
- ・ 普及・育成 (ワークショップ、アウトリーチ、講演会など) 舞台芸術について知識を深め、味わう楽しみを知ってもらう機会を提供する。また、将来の 地域を担う若者に芸術文化を通して豊かな心を育む機会を提供する。
- ・ 創造(公演・発表を目標として行う創造活動) 芸術文化の創作過程を体験し、より深く芸術文化に参画し、理解を深める機会を提供する。
- ・ 交流(フェスティバルなど) 芸術文化を通して様々な交流(世代間交流、地域間交流、国際交流、異文化交流)の機会を 提供する。
- ・ 複合型(全館を使用して行う事業)

定期的に、全館を挙げたイベントを行う。テーマに一貫性を持たせながら、上記の事業を各部門で同時開催することで、一度に様々な体験ができる、複合施設らしいオリジナルの事業を提供する。

②年間を通して日常的に行う事業

• 総合受付

来館者がまず声をかけられる機能として、総合受付を設置し、館内のさまざまな問い合わせに対応する。各機能に関する問い合わせについては、それぞれの担当者への照会等を行う。 ふらりと訪れた市民や、コンサートの来場者、市民活動の参加者などの多様な質問や疑問に答えられるようなスタッフの配置や情報の蓄積に努める。

館内のみで対応できない問い合わせについては、他施設や団体とも連携しながら、適切な窓口を紹介するなどの対応を行う。幅広い対応を行うことが望まれるが、毎日どんな質問にも回答できる体制とすることは困難であり、将来的には曜日やジャンルを分けた対応を行うなどの方法を講じ、的確な回答ができる体制を構築する。

来館者と各機能、市民同士、市民と専門家などをつなぐ役割として、広い視点と良識・知識 を持った情報提供に努める。

情報の収集・蓄積・発信

施設の情報を発信する定期機関紙等の発行やホームページによる情報発信を通して、施設の 活動に触れる機会を創出する。

· 施設提供·活動支援

市民の自主的な活動に対して、施設および備品等の貸出しを行う。また、貸出しにあたっては、施設利用に関する相談に応じるなど、市民活動の支援を行う。

3) 事業予算(人件費、管理運営費は除く)

本施設は主体的かつ積極的に事業展開を行う。事業予算の中心はプロを招聘するホールでの鑑賞 事業であるが、鑑賞以外の事業や、本施設の特色を活かした複合型の事業などについても予算配分 をする。

①ホールでの鑑賞事業

- ・ プロを招聘して行う鑑賞事業については、民間ホールのように収益を求めて行うものではなく、 市民への芸術文化の提供を目的として実施するものである。事業の実施主体は、年間予算に応 じた事業ごとの収支目標を達成することが求められる。
- ・ 町田市民ホールでは多くの鑑賞型事業を実施しているが、90%を超える収支比率となっており、 収支差額は年間で300万円以内に抑えている。一方、本施設は客席数が少ないため、収支比率 の低下が予想される。それは、出演委託料など公演にかかる経費は客席規模に応じて低廉にな るわけではなく、また、できるだけ安価な料金で良質な事業を提供する目的を考慮すれば、入 場料を上げることもできないためである。
- ・ 事業の実施主体は、国、公的機関あるいは民間企業や財団など、市以外からの補助金や助成金 の獲得、あるいは地元企業などからの協賛金を集めるなど、収支比率を高めるためのあらゆる 努力を行うことが求められる。

②ホールでの鑑賞以外の事業

- ・ 普及・育成を目的とした事業や創造事業は、鑑賞事業よりもさらに収益性が低いが、将来の地域の担い手を育成するための重要な事業であり、実施頻度も高まることが予想される。
- ・ 実施にあたっては、演奏団体との提携や、鑑賞事業との連携など経費削減のための方策を講じることが必要である。

③施設全体での事業

- ・ 本施設の特色を活かしてホール・図書館・コミュニティ機能が複合して事業を行う。
- ・ 日常的な広報関連事業にも予算は必要である。定期機関紙などへの広告掲載による収入や、郵 送費などの支出削減などによる収支バランスの工夫が必要である。

(3) ネットワーク形成と事業計画の調整

1) 町田市民ホールとのネットワーク

①事業の棲み分け

・ 事業の実施にあたっては、町田市民ホールの利用状況と比較しながら、重複せず、かつ施設の 特色を活かした事業を提供できるよう配慮する。

【参考資料:町田市民ホール実施事業(平成20年度)】

事業種別	事業数(本)	実施回数	入場料 収入額 (千円) (a)	総支出額 (千円) (b)	差額 (千円) (a-b)	収支比率 (a/b)	協賛金·助成金 収入額 (千円)
鑑賞型事業	55	63	125,055	116,012	9,043	107.8%	3,100
普及型事業	20	21	9,582	11,437	△ 1,855	83.8%	2,810
参加型事業	22	22	265	10,424	△ 10,159	2.5%	7,774
計	97	106	134,902	137,873	△ 2,971	97.8%	13,684

②ホール部門の事業

・ 本施設のホールは 300 席の音楽主目的ホールであることから、クラシック音楽を中心とした事業展開とする。また、事業種別としては、鑑賞型のみならず、普及・育成型、創造型、交流型の事業も行うものとする。

事業種別	内 容
鑑賞	クラシック音楽を中心とした演奏会
	その他(演劇、朗読、短編映画、その他身体表現など)
普及・育成、創造、交流	ワークショップやレクチャーの実施
	小中学生など対象を絞った事業の実施

③ホール部門以外での事業

- ホール以外の施設やコミュニティ部門の諸施設を活用して、芸術文化事業を実施する。
- ・ 本施設の特徴である、図書館やコミュニティ活動との連携といった要素を織り交ぜた、本施設 独自の事業展開については、今後検討を進める。

■美術系事業

> 41114.11. 4 >14	
事業種別	内 容
鑑賞	絵画、工芸、建築、インテリア、ライティング、写真などの展示
並及 本出 創生 大法	こども・大人など対象限定型のワークショップの実施
普及・育成・創造・交流	ゴールデンウィークや夏休みなど期間限定型のワークショップの実施

2) 図書館とのネットワーク

①図書館との連携事業

・ 市立図書館、大学図書館、他自治体図書館等との連携を視野に入れた事業展開を図る。

3) 各団体とのコラボレーション(案)

①演奏家や演奏団体等との提携(事業提携契約等)

・ フランチャイズとしてはホール規模が小さいため、事業提携等の形を取り、公演の他、ワーク ショップや、アウトリーチ(事業の出前)などを実施する。

②近隣大学の音楽・美術系学部との連携

・ インキュベート機能を重視し、プロを目指す学生の活躍の場や市民との交流の場を提供する。

③専門家の事業への参画

・ 演目種別ごとの専門家を集めたボード(専門家委員会)を編成するなど、プログラムの選定や 事業実施に際し、専門家の協力を得られる体制を整備する。

(4) 施設貸出し事業の基本計画

1)施設提供・利用者支援

①施設貸出しへの積極的な取り組み

- ・ 施設貸出しもひとつの事業(施設貸出し事業)と位置づけて、積極的な利用促進活動を行う。
- ・ 市民の自主的な芸術文化活動を促進する上で、施設の貸出しは重要な役割を担う。また、貸館 料金は施設の重要な財源のひとつでもある。

②施設を活かした事業のための支援を行う

- 利用者に対して施設・設備の特色や機能を十分に伝えることにより、施設を活かした事業が実施できるようにするための支援を行う。
- 専門的な知識が必要な市民団体などには、日常的な活動も含めた情報、資料の提供や発表会の 企画制作の相談、指導などの支援を行う。

(5) 開館記念事業

1)目的

■華々しいお披露目であるとともに、具体的な実践の第一歩

開館記念事業は完成した施設のお披露目であるとともに、本施設の基本理念や基本方針を事業 というかたちで広く内外に示すものである。開館記念事業の目的としては、以下の項目が挙げら れる。

- ・ 新しい地域交流拠点の誕生を祝うお披露目
- ・ 建物の施設構成や機能など施設に関する情報の提供
- ・ 本施設の基本理念や基本方針など方向性の提示
- ・ 施設の使い方の例示による利用促進
- ・ 運営方法の確認および見直しを行うシミュレーションの機会
- ・ ネットワークや支援体制の確認および見直しを行う試行の機会

2) 実施期間

■「長期分散型」のスケジュール設定

開館の初年度あるいは開館から一年間をオープニングイヤーと位置づけ、半年から1年間の長期間にわたって、事業を分散させて実施する。そのことによって、事業の準備期間が確保され、実施結果を次の事業に反映しやすくなる。また、開館記念事業を翌年度以降の通年事業に継続させていくことも容易になる。

3) 実施形態

①鑑賞・発表バランス型

広く市民の注目を集めるようなプロのアーティストによる鑑賞型の事業と市民文化団体や地 元アーティストが舞台に立つ発表型の事業とをバランスよく行うことにより、芸術文化の裾野を 広げる。

②育成中心型

プロのアーティストを招聘する場合でも、「打ち上げ花火」的に大がかりな鑑賞事業を行うと ともに、プロと市民の芸術文化団体や子どもたちとのジョイント公演、あるいは市民参加による 市民創造型事業などにより、市民が主役であることを印象づける育成中心型という方法も考えら れる。

4) 実施方針

①長期間にわたる開館記念事業

次年度以降の事業プログラムに配慮しながら、「オープニングイヤー」として長期間にわたって開館記念プログラムを実施する。

②イベントの恒例化と季節感の創出

多年度に及ぶシリーズ型のイベントを想定し、シリーズの第1回目として実施する。同様に、 毎年季節感が感じられるようなイベントを恒例化し、同時期に行うことにより話題づくりに繋げる。

③分散型の事業配分

イベントの実施時期を分散させ、イベントの前後には十分な準備期間と実施した事業の検証を 行う期間を設ける。ひとつひとつのイベントを確実に実施し、次のステップに繋げる。

④あらゆる形態の事業計画

鑑賞、普及育成、創造、交流、複合等、あらゆる形態の事業をバランスよく計画することで、 市民は観客・出演者・参加者・スタッフ等として参加することにより、本施設と親しみ、芸術文 化への興味や理解を深める。

⑤様々なジャンルの事業計画

施設や機能を最大限に活かし、音楽・演劇等の舞台芸術や美術などの芸術から市民活動にいたるまでの様々なジャンルの事業を計画することで、幅広いジャンルの芸術文化にふれあう機会をつくる。

⑥ネットワークの形成や協働(コラボレーション)の促進

地域間ネットワーク、施設間ネットワーク等の形成や芸術家や管理運営組織と市民団体とのコラボレーションにより地域全体の活性化を目指し、日常的な賑わいを創出する。

(6) プレイベントの基本計画

1)目的

■開館後のスムーズな運営を実現するための基盤整備

プレイベントは、本施設の開館後のスムーズな運営を実現するための基盤整備を目的とする準備 作業である。

①期待を高める(パブリシティ効果・マーケティング戦略)

- ・ 施設への関心と認知度アップを目指して、本施設の方向性を広く市民に告知し、期待感を高めていく。
- ・ これまで文化活動に参加した経験のない市民も自然に参加できるようなプログラムを用意し、 芸術文化に関心を持つ市民層の拡大を図る。
- ・ 宣伝媒体の選択や宣伝方法のあり方などパブリシティ効果のシミュレーションを行うとともに、マーケティング戦略のひとつとして位置づける。

②仲間の輪を広げる(組織化・ネットワークづくり)

- ・ 行政内部に向けたインリーチ活動、外部に向けたアウトリーチ活動の一環としてプレイベント を実施し、仲間の輪を広げる。
- ・ 市民団体やマスコミなどとの協働 (コラボレーション) で推進することにより、開館後の連携 体制の確立をめざす。
- ・ アウトリーチの対象としては、一般市民、芸術文化団体・市民団体、放送局、新聞社などのマスコミ、芸術関係者などが挙げられる。

③ノウハウを蓄積する(スタッフ育成)

・ プレイベントは貴重な実地トレーニングの場であり、企画・制作、組織体制、事業内容、実施 方法など開館後の事業実施の試行として、様々なノウハウを蓄積する。

3. 組織運営計画

複合型文化施設である本施設の設置効果を高める上で、組織運営体制の整備は最も重要な課題である。ホール・図書館・コミュニティの各施設の三位一体の運営を実現するためには、それらの連携体制を整え、オンリーワンの施設としてのイメージ形成、組織体制の構築が必要不可欠である。また本施設は設置効果を最大限に高める組織体制を整備することにより、利用者の利便性向上に心がけ、さらに市民から長く愛される施設となることを目指す。

(1) 管理運営方式の詳細

1) 管理運営組織の基本方針

管理運営組織は、複合施設の特性を積極的に活かした一体運営ができる組織とすることで、各機能のスムーズな連携を図る。

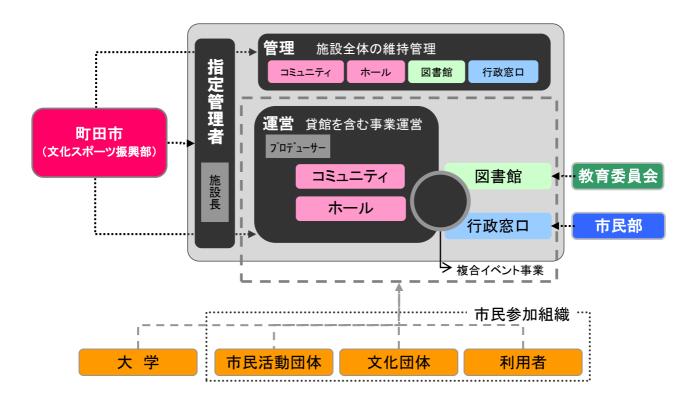
- ・ 管理運営組織は施設の要である設置目的、事業計画を実施していく上で最も適した運営方 式を選定する。
- ・ 専門家を適材適所に配置することを検討する。
- ・ 一体的な運営に配慮し、全体を統括するため、ホール・図書館・コミュニティ機能の統括、 調整を行う方法を検討する。

これらを効果的に実行するためには、柔軟な組織体制や専門性の高いスタッフの配置、多角的な市民協働支援、迅速な連携調整能力などが求められるため、民間事業者の手法を活用した指定管理者制度を導入しサービスの向上を図る。

2) 本施設を構成する各機能の役割

	ホール・コミュニティの一部	図書館	駅前連絡所
所	文化スポーツ振興部		
管	文化振興課	教育委員会	市民部
運	指定管理者	生涯学習部 図書館	鶴川市民センター
運営者			
業務内容	・文化事業の実施 ・貸館業務 ・総合受付 ・市内各種機関との連携 ・市民参加活動の窓口機能 ・施設維持管理統轄 (ビルメンテナンス)	 ・図書・資料の収集、整理、保存、管理 ・図書の貸出・返却 ・資料・文献等の取り寄せ ・コピーサービス ・リファレンス ・ボランティアとの連携 	・戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に係る証明書の交付 ・外国人登録に係る証明書の交付 ・妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付 ・各種ポスターの掲示及び配布物の配布 ・各種公簿に基づく証明 ・市・都民税の課税・非課税証明 書及び市・都民税等の納税証明 書の交付など

3) 運営組織【モデル図】



4)会議体の運営

①各施設調整組織((仮称)企画調整会議など)

a.設置主旨

- ・ 本施設の各機能の連携を図る上で重要な事項等について、報告・確認を行う。
- ・ 施設の規則や施設管理上の問題があれば共有し、各機能における改善策等についても情報共有 を図る。

b.委員構成

- ・プロデューサー (有識者)
- ・各機能の代表者(ホール・コミュニティ、図書館、駅前連絡所)
- ・ 市民参加組織の連絡会議(後述)の代表者
- ・指定管理者を所管する部署(文化スポーツ振興部文化振興課)

c.会議頻度

- ・ 定例会は四半期ごとに1回(年4回程度)
- ・ その他、必要に応じて臨時の会議を開催

d.内容

- ・ 各施設の事業等に関する報告(計画の提示、結果の報告等)
- ・ 連携が必要な事業等の確認
- ・ 全館イベント等に関する進捗状況の報告 等

②市民参加団体連絡組織

a.設置主旨

- ・ 市民の発意による自主的な活動を、必要に応じて行政が支援できるよう、また、市民活動スペースが有効に活用されるよう、市民参加団体等に自主的に連絡組織を設立してもらい、自主的な活動環境の整備を促す。
- ・ 活動団体の取りまとめや、事業ごとの活動等に際してはワーキンググループを設置するなど、 会議等を通して適宜ルールの整備を行いながら、自主的に活動してもらえるよう促す。
- ・ 代表者に各施設調整組織に参加してもらい、市民参加組織の代表としての意見を求める。

b.委員構成

- ・ 今後の市民との協議による。但し、幹事等は組織の膠着化を防ぐため、任期を決め、再任 を行わない方針で、利用者への公平性・平等性に配慮することが望ましい。
- ・ 指定管理者、あるいは行政の所管課は必要に応じて出席する。

c.会議頻度

今後の協議による

d.内容

- ・ 施設の利用に関する提案
- ・ 市民参加組織の各活動状況について
- ・ 全館イベント等の市民が主体的に参画する事業に関する提案
- 指定管理者、所管課等との協議事項等の確認 等

5) 市民参加のあり方

①市民参加団体の活動主旨

市民参加はあくまで、市民の発意による自主的な活動であることが前提であり、その活動を 行政が必要性や活動主旨に応じて支援する体制であることが望ましい。地域への公益性が高い 活動や、本施設の設置主旨に合致した活動等を、運営主体や行政が支援できる方法を、活動内 容に応じて検討していくことが望まれる。

②参画方法の協議

これまでのワークショップ等においても、本施設で何らかの活動を行うことを希望する市民が多かったが、具体的な参加方針は決定していない。そのため、開館に先駆けて、市民ワークショップの参加者や、地域で文化活動に取り組む団体等を対象に、参加方法に関する協議を行う方法について、早急に検討を行う必要がある。

検討に際しては、市が事務局となり会議体をスタートさせるが、市民参加の主旨に従い、市 民主体の活動に取り組みやすいよう、スムーズに体制を移行できるように検討することが望ま しい。

(2)施設(建物)維持管理

1)施設(建物)維持管理の基本方針

施設全体の施設(建物)維持管理は指定管理者の業務範囲として一本化し、一体的な施設管理を 行う。本施設の施設長は施設維持管理の統括者とし、維持管理の側面から施設全体の調整等の業務 を行う。

2) 主要な施設(建物)維持管理項目

主要な施設(建物)維持管理項目は以下のとおりである。

- 施設警備業務
- 施設清掃業務
- ・施設衛生管理業務(冷温水器保守点検、受水層・排水層保守点検、消火設備保守点検等)
- 施設管理業務(設備機器運転管理、空調設備保守点検、消火設備保守点検等)
- ・電気設備管理業務(電気設備定期点検、エレベーター保守点検、自動扉保守点検等)
- 舞台設備等管理業務(照明設備保守点検、舞台機構保守点検、音響設備保守点検等)
- ・楽器備品管理業務(ピアノ保守点検等)
- 植栽管理業務
- その他業務(舞台技術業務、事業実施業務等)

(3) 専門家の参画

1) 専門家の参画の意義

①独創的で質の高い事業運営の実施

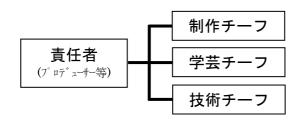
長期的な視点と高い芸術的判断から、先進的な芸術作品の上演、創作が可能である。また幅広いネットワークを活かして、共催・提携などの事業プログラムを構成することが可能である。

②専門的な知識、技術、ノウハウの市民への還元

施設において、市民の上演に伴う様々なアドバイスや、管理運営への市民参加等に対して、制作・学芸・技術等の様々な専門的なノウハウを市民に対して還元することが可能である。

2) 専門家の構成

各分掌業務の責任者に専門家を置き、チームを組んで実働的な体制を整えることが重要である。 そのチーム構成のイメージは以下のとおりである。



独自の作品の制作、事業プログラムの構成等 事業運営の主軸を担う。

市民向けのワークショップや、市民参加事業の企画など、普及・育成事業の主軸を担う。

質の高い舞台芸術の技術的な支援。創造的な立場 での技術者。市民への専門技術の還元を行う。

3) 専門家の参画の手法・手順

専門家の参画は、独自の作品・事業プログラムを構成する実働力の高いプロデューサー的立場の 人材を、まずは責任者として採用し、その後、プロデューサーを支えるチームを構成することが重 要である。その採用に関して、二通り考えられる。

- ・予め専門家を市が起用する場合
- ・指定管理者候補に提案を求める場合

	(1)予め市が専門家を起用する場合	(2)指定管理者候補に提案を求める場合
適切な人選	市が自ら適切な人選を行うことができる	人選が指定管理者に委ねられる
専門家のチームづくり	組織の中心的人材を後から指定管理者に 参画させるので、十分な調整が必要。	指定管理者による提案なので進めやすい
指定管理者との関係	指定管理者決定と専門家参画とのタイミングがずれる可能性があり、十分な調整が 必要	指定管理者による提案なので進めやすい
参画のタイミング	早いタイミングでの採用が必要	指定管理者決定と同時の採用
管理運営計画への参画	参画できる	参画できない
事務局の作業	特異な手法といえ、業務基準の作成や各種 与件の整理等に十分な検討が必要となる 条件等の例)芸術監督が事業に出演・参画 する場合、事業費からも支払いが発生する かどうか等	今までの指定管理者の選定と大きく変わ らずに進められる

予め市が起用する場合は、市の主導によって専門家を広い選択肢から選ぶことができ、計画段階から参画できる。その反面、専門家チームと指定管理者との関係に十分な調整が必要となる。指定管理者候補に提案を求める場合は、指定管理者の中で違和感のない専門家のチームが構成される。一方で、指定管理者の応募があっての専門家なので選択肢が少ないことと、市が主導的に専門家を採用できない点が挙げられる。

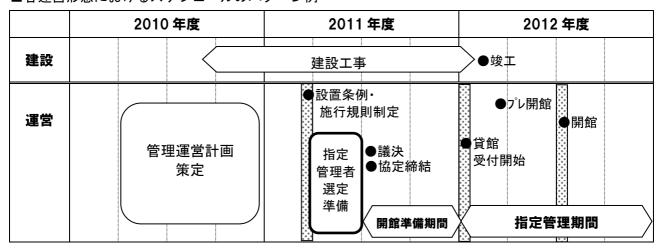
4) 専門家の人材

事業運営のプロデューサーという立場での人材は、以下の立場が考えられる。

- ・ 積極的な事業運営を展開している劇場・ホールの事業担当
- 上演団体側の制作担当
- ・ メセナ (芸術文化支援) や自主的な文化活動を積極的に展開している企業の担当
- ・ 制作会社の担当

(4)組織整備計画

■各運営形態におけるスケジュールのパターン例



4. 施設管理計画

施設管理の方針を決定する場合、利用者には「利用のしやすさ(管理運営の柔軟性)」が、指定管理者にとっては「管理のしやすさ」が重要となる。両者のバランスに配慮し、明確な原則を決めつつ、柔軟な対応も可能な制度設計を検討することが求められる。

(1) 施設管理の基本方針

施設管理計画は、設置目的を実現しながら、市民が心地よく利用できることに重点をおいて計画する。

1) わかりやすい利用規則の設定

本施設は、ホール機能、図書館機能、コミュニティ機能が一体となった複合施設である。複合施設のメリットを活かしながらも、既存施設等との連携に配慮した、わかりやすい利用規則を設定する。

2) 柔軟な利用規則の見直し

「管理しやすい施設」ではなく「利用者にとって使いやすい施設」にすることを基本とし、開 館後に利用者やスタッフの声を規則に反映させながら、定期的に利用規則の見直しを図る。また、 施設の稼働状況等をかんがみ、利用規則と利用者の利便性とを勘案し、適正な規則設定を行うよ う配慮する。

(2) 施設利用に対するサービス

利用者にとって使いやすい施設でありながら、運営主体の財政状況やスタッフの労働環境に配慮 した運営を行うためには、受益者負担とサービスの境界を明確化し、利用者の理解を求める必要が ある。その上で、スタッフは利用者の相談に対しアドバイスを行い、必要に応じて専門業者を紹介 するなどのフォローを積極的に行うものとする。

(3) 利用規則の検討

施設運営の基本方針を踏まえ、利用規則の基本方向については次のとおりとする。開館後に詳細を検討し、必要に応じて利用規則の見直しを行う。

1) 施設全体の開館時間及び閉館時間

 $8:30\sim22:00$

2) 施設全体休館日

年末年始(12/29~1/3)、第1・第3月曜日

3) 各施設(ホール・図書館・駅前連絡所)の利用時間

各施設の開館時間は、既存の各施設設置条例等に準じた設定とし、それぞれの利用時間、休館日等は以下のとおりとする。

		平日	土・日、祝日	個別の休館日
ホール コミュニティ	9:00~22:00		9:00~22:00	第1·第3月曜日
図書館	火~金 10:00~20:00		10:00~17:00	※毎週月曜日
駅前連絡所	8:30~19:00		10:00~17:00 ※祝日を除く	第1·第3月曜日 祝日

※図書館の個別の休館日については現在調整中。

(4)利用料金

1) 受益者負担の原則

施設の利用に際しては「受益者負担」を原則とし、市民の理解を得られるよう取り組む。また、 市民・行政などを問わず、すべての利用者が公平、平等に利用できるような利用料金設定とする。

2) 減免制度

安価な施設利用料金の設定に関する要望が今後想定される。しかしながら、特定団体の優先や 安易な減免は、運営の公平性・公益性を欠くのみならず、運営主体の財政状況を圧迫し、更には スタッフの労働環境の劣化につながる恐れがある。そのため、減免制度を設けないものとする。

3) 利用料金の検討

町田市の公の施設の利用料金については、施設の種類により受益者負担率を定め、管理運営費から算出する「受益者負担の適正化に関する基本方針」が示されている。しかしながら、新設施設ではこの方針に基づき想定した管理運営費からは正確な算出が困難であるため、同基本方針をふまえつつ、開館時点では近隣の類似施設の利用料金も参考にし算出する。一定期間が経過し管理運営費が安定した時点で見直しを検討する。

(5) その他の規則

その他の規則については、他施設との連携にも配慮しながら、本施設に最適の規則を設定し、実際の運営を通して、随時見直しや改定を行う。

(6) 施設予約方法の検討

設置条例・条例施行規則制定に向けて、既存の予約システムの活用など適切な予約方法等を決定する。

5. 広報宣伝計画

施設の方針や理念を広く知らせ、一人でも多くの市民に理解を得てもらうことは、施設を長く運営していく上で重要な要素となっていく。広報宣伝にかける費用は、無駄な出費という指摘をされがちだが、施設の運営方針を広報宣伝を通して伝えていくことは、運営上重要である。そのため、少ない費用で効果的な広報活動を行っていくことの重要性を認知してもらえるよう努めることが望まれる。

(1) 広報宣伝活動の基本方針

1) 認知度の向上

市民をはじめ近隣住民の認知度を高めることを目的として、定期的かつ継続的な広報宣伝活動を行う。

2) 施設イメージの確立とアイデンティティの形成

広報宣伝計画としては、施設の構成・機能といったハード面、運営に関わる基本的な方針、各施設を使用する事業計画などのソフト面の両面について、共通認識の形成と理解を促す。

3) 地域文化情報の発信

単なるイベント情報にとどまらない、幅広い情報発信を行い、利用者と本施設との双方向のコミュニケーションを確立するような広報宣伝活動を展開していく。

(2)検討段階の広報

1)意図・目的

施設の検討・建設段階における広報活動の意図・目的は、基本方針に基づき、施設を設置する 上で十分な議論がなされていることの報告、設置に向けて市民の理解を得る準備である。

2) 具体的な手法

①愛称募集

- ・他施設との区別化、個性化
- ・人々の参加意識の高揚
- ・施設への愛着感、親近感
- ・選定作業を通じた市民への周知

②シンボルマーク、ロゴタイプの選定

- ・施設のイメージを一目で伝達
- ・他施設との区別化と認知度の向上
- 各媒体での統一感を維持

③仮パンフレット、本パンフレットの作成

- ・開館告知と施設概要の周知
- ・事業運営の方向性を表明
- ・施設利用営業、事業誘致の宣伝

4ホームページの立ち上げ・管理

- ・計画についての情報提供
- ・市民参加についての情報提供
- ・ 市民意見の聴取
- ・施設イメージの伝達・定着

⑤機関誌・紙の発行

- ・事業に対する市民の期待を高揚
- ・芸術文化情報を開館前から発信
- ・芸術文化団体等の施設への理解を促進

⑥専門誌、一般紙等への情報掲載

- ・施設整備計画についての情報提供
- ・市民参加についての情報提供
- ・プレイベント、開館記念事業についての情報提供
- ・施設開館を地域・全国に周知
- ・プロモーター等へ施設をアピール
- ・全国の愛好家への開館記念事業の告知宣伝

6. 収支計画

本施設の管理運営にとって最もたいせつなことは、安定的、かつ継続的に本来の設置目的を実現していくことであり、そのためには施設の管理運営の基盤となる財政についても、明確な方針が必要となる。

(1) 収支の基本方針

経費を節減することにより利用者サービスの向上につながるネーミングライツ制度の導入や、行 政財産の貸付契約など新たな経営資源の開拓に努める。

1) 運営主体の経営努力が反映できるシステム

利用促進の努力が図られるよう、利用料金収入が運営主体の収入となるシステムを構築することが望まれる。

2) 民間的な経営手法の導入

公益法人、NPO 法人などの運営者は、市からの委託料に依存しすぎることなく、民間的な発想や経営ノウハウを導入し、市民サービスの拡充を図りながら、効率的・効果的な管理・運営を行う。

(2) 収支項目の整理

収入および支出については、以下の項目に分類される。

■収入の項目

大科目	中科目	小科目
事業収入	自主事業収入、利用料金収入など	
受託収入	施設管理受託収入、助成金収入など	
雑収入	受取利息、雑収入など	

■支出の項目

大科目	中科目	小科目
事業費	自主事業費	会議費/通信運搬費/印刷製本費/賃借料/委託費など
	貸館事業費	消耗品費/修繕費/光熱水費/賃借料/委託費など
管理費	人件費	給料手当/臨時雇賃金/福利厚生費など
	管理運営費	会議費/旅費交通費/通信運搬費など
予備費	予備費	

「公の施設」は、公的及び民間での助成制度等を活用し、財政負担を軽減するとともに、より質の高い公共サービスを市民に提供する。

(3) 収支試算

収支試算にあたっては、収支バランスを意識する運営目標を反映し、収支の試算を行う。

運営収支については設計の進捗状況に合わせ、最新の図面からランニングコストを予測し、同時 に組織体制や事業方針の決定に合わせてこれらの支出もあわせた想定を行うことが望ましい。

また、収入分の試算については、チケット収入や各種助成金の獲得目標を明確化し、収入分も見込んだ実質負担額の想定を行う。

7. 開館準備業務の流れ

管理運営計画の策定後、開館までに行われる業務は多岐にわたるが、その中でも主要な項目は以下の とおりである。

(1) 施設設置条例の制定

施設設置条例では、施設の正式名称や基本的な規則(開場時間、休場日など)等を定める。

(2) 愛称の決定

設置条例に明記する本施設の正式名称のほか、一般的に呼びやすい愛称等を決定する。できるだけ早い段階で公募、決定し、開館に先駆けて愛称が定着するよう努める。

(3) 施設開館広報の実施

本施設の開館を広くアピールし、開館に向けた期待感を高める広報活動を行う。広報活動を通して市民との相互コミュニケーションを図り、市民参加に繋げる。開館後の施設稼働率を高めるため、 貸館に関する広報活動についても、決定次第随時行う。

(4) 貸館受付開始

運営主体の決定以降、十分な準備を行ってから貸館受付を開始する。受付開始にあたっては広報 等の周知をしっかりと行った上で、しかるべきタイミングで貸館の受付を開始する。

(5) 開館記念事業の実施体制の整備

事業計画で定める、開館記念事業の実施方針を目安にしながら、開館記念事業や開館式典等の企画・制作を行う。

開館記念事業に際しては、鑑賞型事業については出演者の選定等を早期から開始する必要がある。 また、市民参加型事業については、参加する市民との関係構築を早期から行う必要がある。 その ため、運営主体の策定や職員の配置等をできるだけ早く行うことが望まれる。

町田市鶴川緑の交流館管理運営計画

刊行物番号 11-12

2011年6月発行

発行 町田市文化スポーツ振興部文化振興課

₹194-0022

東京都町田市森野 1-33-10 森野分庁舎

 $\text{Tel}\, 042 \text{-} 724 \text{-} 2184$

編集・支援 株式会社 シアターワークショップ